

子どもの虐待② 児童虐待は子どもへの人権侵害です

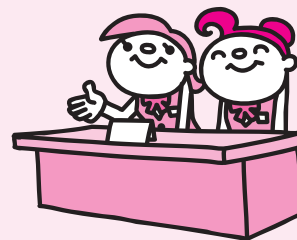
虐待を受けた子どもは、心身の健康的な成長を妨げられたり、対人関係で困難を抱えたりと将来にわたって深刻な影響を受けることがあります。

○主な児童虐待の種類

- ・身体的虐待 なぐる、ける、おぼれさせる、異物を飲ませる、戸外に締め出すなど。
- ・ネグレクト(保護者の怠慢あるいは拒否) 家に閉じ込める、病气やけがをしても病院に連れて行かない、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車内や家に置き去りにする、同居人による虐待や保護者によるネグレクトなど。
- ・性的虐待 子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体に子どもを強要するなど。
- ・心理的虐待 言葉による脅し、脅迫、無視、きょうだい間の差別的な扱い、児童の目の前で行われる家庭内暴力(児童への被害が間接的なものについても含まれる) など。

国民年金だより

後納制度（国民年金保険料の納期限の延長）が始まります



国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと（保険料納付や免除等の合計が25年（300月）未満の場合）があります。

このような事態を避けるために、昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民年金保険料の納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まります。

具体的には、平成14年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができるようになります。（注）

ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんので、ご注意願います。なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査させていただくことになります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせ下さい。

注：後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。

国民年金保険料専用ダイヤル 0570-011-050

**受付
時間**

月～金曜日 午前8：30～午後5：15（ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7：00まで延長）
第2土曜日 午前9：30～午後4：00（祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

■お問い合わせ先 住民福祉課福祉係 TEL62-1111（内線133）